

委員会議案第 4 号

彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)10 月 12 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 小 川 隆 史

彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、彦根市議会議員(以下「議員」という。)が彦根市に対し請負(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間(当該期間内に任期満了または議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了または議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間)に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。)における彦根市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を書面により報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を書面により届け出なければならない。

(報告の一覧の作成および公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正の届出があった場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存および閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告の書面および訂正の届出の書面は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告の書面および訂正の届出の書面の閲覧または写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。